

指定給水装置工事事業者の申請について

1. 指定の申請について

指定の申請は、水道法施行規則に定められた様式によって行います。

2. 申請書に記載する事項

- ① 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者及び役員の氏名
連絡先電話番号【様式第1】
- ② 給水条例第2条に定める給水区域において給水装置工事業を行う事業所
(以下「事業所」という。)の名称及び所在地並びに第12条第1項の規定に
よりそれぞれの事業所において選任されることとなる主任技術者の氏名及び当
該主任技術者が交付を受けている免状の交付番号【様式第1】
- ③ 給水装置工事を行うための機械器具の名称、性能及び数【別表】
- ④ 事業の範囲【様式第1】

※添付書類

- ① 水道法第25条の3第1項第3号イからホまでのいずれにも該当しない
者であることを誓約する書類【様式第2】
- ② 法人にあっては定款(写し)及び登記簿の謄本(原本)、個人にあって
はその住民票の写し又は外国人登録証明書の写し
- ③ 給水装置工事主任技術者選任・解任届出書【様式第3】及び給水装置工
事主任技術者免状の写し
- ④ 事業所の附近見取図及び写真
- ⑤ 定められた機械器具(下記3. ② イロハニ)の写真(集合写真でも可)

3. 指定の基準

- ① 事業所ごとに主任技術者を置く者であること。
- ② 定められた機械器具を有する者であること。
イ 金切りのこその他の管の切断用の機械器具
ロ やすり、パイプねじ切り器その他の管の加工用の機械器具
ハ トーチランプ、パイプレンチその他の接合用の機械器具
ニ 水圧テストポンプ
- ③ 水道法第25条の3第1項第3号イからホまでのいずれにも該当しない者で
あること。

4. 指定工事業者証の交付

指定給水装置工事業者には、指定工事業者証を交付します。

交付日は、上下水道部より通知致しますので、申請手数料5,000円と認印
を持参してください。

5. 変更等の届出

次の各号に変更があったとき、又は事業の廃止、休止、再開したときは、30
日以内(再開は10日以内)に施行規則に定められた様式【様式第10】により
届け出ること。

- ① 事業所の名称及び所在地
- ② 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- ③ 法人にあっては、役員の氏名
- ④ 主任技術者の氏名又は主任技術者が交付を受けた免状の交付番号

6. 廃止・休止・再開の届出

指定給水装置工事業者は、給水装置工事業を廃止・休止・再開するときは
水道法第25条の7の規定に基づき届出をしなければならない【様式第11】